

令和3年度 市政運営方針

令和3年2月
八戸市

< 目 次 >

■ 序章 令和3年度に当たって	1
(1) はじめに	1
(2) 本方針の構成	1
■ 第1章 感染症の流行とこれまでの対応	2
I 感染症の流行をめぐる現状	2
(1) 全国・青森県の状況	2
① 全国の感染状況	2
② 日本経済への影響	3
③ 青森県の感染状況	3
④ 青森県経済への影響	4
(2) 八戸市の状況	5
① 八戸市の感染状況	5
② 地域経済への影響	6
③ 八戸市の財政への影響	7
II 八戸市の感染症拡大に対するこれまでの対応	7
■ 第2章 令和3年度における市政運営	8
I 令和3年度市政運営の考え方	8
(1) 市政運営の基本政策	9
① 子育て・教育・市民活動	9
② 産業・雇用	9
③ 防災・防犯・環境	9
④ 健康・福祉	9
⑤ 文化・スポーツ・観光	10
⑥ 都市整備・公共交通	10
(2) 令和3年度の諸課題	10
① 感染症の拡大への対応	10
② 地域経済再興への対応	11
③ 少子化や首都圏等への人口流出による人口減少への対応	11
④ 安全安心な暮らしの確保への対応	11
⑤ 共生社会の実現に向けた対応	12
⑥ 魅力あふれるまちの実現に向けた対応	12
⑦ デジタル化の進展への対応	12
⑧ 暮らしの変化と持続可能な地域社会の形成への対応	12
(3) 令和3年度重点施策	13

■ 第3章 令和3年度重点施策の推進	15
【重点施策1】感染拡大防止と社会経済活動の両立	15
●項目1. 感染予防対策の周知・実施	15
●項目2. 検査体制・医療提供体制の強化	15
●項目3. 市民生活維持のための支援	15
●項目4. 事業継続のための支援	15
【重点施策2】地域経済再興の推進	16
●項目1. 新しい働き方・生産性革命の推進	16
●項目2. イノベーションの創出	16
●項目3. 企業誘致の推進	16
●項目4. 地域特性を生かした農水畜産業の振興	16
【重点施策3】切れ目のない少子化対策と地元定着・人材還流の促進	16
●項目1. 結婚や妊娠の希望をかなえるための支援	16
●項目2. 安心して子育てをするための支援	16
●項目3. 地域に根差した教育等の推進	17
●項目4. 関係人口の創出	17
●項目5. 移住・U I J ターンの推進	17
【重点施策4】安全安心なまちづくりの推進	17
●項目1. 防災意識の向上と防災体制の強化	17
●項目2. 災害に強い都市基盤の整備	17
●項目3. 地域の防犯対策・救急医療体制の整備	17
●項目4. 新しい形の墓地の整備	17
【重点施策5】共生社会づくりの推進	18
●項目1. 協働のまちづくりの推進	18
●項目2. 地域コミュニティの振興	18
●項目3. 高齢者・障がい者の社会参加の促進と見守り体制の構築	18
●項目4. 女性活躍の推進	18
●項目5. 国際交流の促進と多文化共生の推進	18
【重点施策6】魅力あるまちづくりの推進	19
●項目1. 観光振興の推進	19
●項目2. アート・スポーツによる地域の活性化の推進	19
●項目3. 魅力的な都市機能の整備	19
●項目4. 空き家等の利活用の促進	19
【重点施策7】地域社会のデジタル化の推進	19
●項目1. 行政手続のオンライン化の推進	19
●項目2. 公共交通のキャッシュレス化の推進	19
【重点施策8】暮らしの変化に対応した持続可能なまちづくりの推進	20
●項目1. 行財政改革の推進	20
●項目2. 自治体間連携の推進	20

■ 序章 令和3年度に当たって

(1) はじめに

八戸市では、これまで6次にわたって、市政運営の基本指針となる総合計画を策定し、様々な時代の変化に対応しながら、市が目指す将来都市像を掲げ、総合的・計画的な市政運営を行ってきました。

また、令和元(2019)年7月からは、令和3年度を開始年度とする第7次八戸市総合計画の策定に向けて、協働のまちづくりの理念の下、市民と行政が一体となって策定作業を進めてまいりました。

そのような中、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の流行により、令和2(2020)年4月に発令された新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)に基づく緊急事態宣言をはじめ、様々な感染症対策により日本の社会経済情勢は大きく変容し続けており、本市においても、今後の先行きが不透明な状況下において明るい未来を描く同計画の策定は困難であると判断し、令和2(2020)年5月より策定作業を休止しております。

令和3年(2021)年1月には、東京圏等での更なる感染拡大を受け、再度、緊急事態宣言が発令されるなど、国内における感染症の脅威は終息の兆しが見えず、本市を取り巻く動向も予測が難しい状況にありますが、どのような状況にあっても、地域住民の生活を守り地域経済を支えるための市政運営を着実に進めていくため、「令和3年度市政運営方針」(以下「本方針」という。)を策定し、本方針に沿って計画的な市政運営を行ってまいります。

(2) 本方針の構成

本方針は、第1章「感染症の流行とこれまでの対応」、第2章「令和3年度における市政運営」、第3章「令和3年度重点施策の推進」で構成しています。

●第1章「感染症の流行とこれまでの対応」

感染症の流行をめぐる現状、本市の感染症拡大に対するこれまでの対応を記載しています。

●第2章「令和3年度における市政運営」

令和3年度における本市の市政運営の考え方を記載しています。

●第3章「令和3年度重点施策の推進」

令和3年度において本市が集中的に取り組む重点施策を記載しています。

■ 第1章 感染症の流行とこれまでの対応

I 感染症の流行をめぐる現状

(1) 全国・青森県の状況

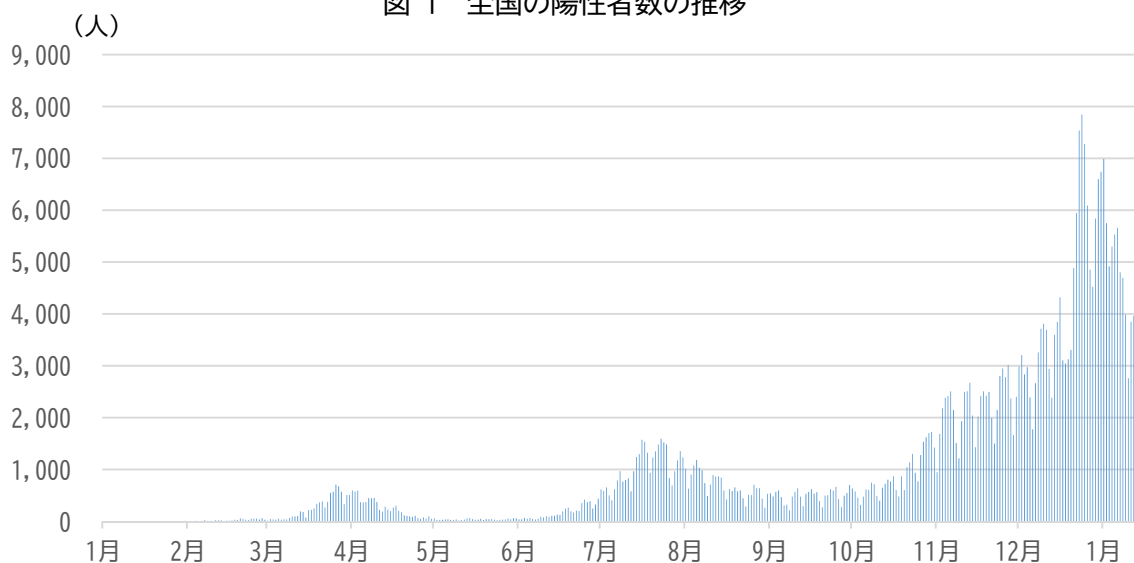
① 全国の感染状況

感染症の流行が世界規模で拡大する中、我が国においても、令和2（2020）年1月16日に感染症の最初の陽性者が確認され、3月下旬以降、急速に陽性者数が増加しましたが、4月7日に国から発令された特措法に基づく緊急事態宣言による緊急事態措置の実施区域が4月16日に全都道府県に拡大され、全国的な外出自粛の協力要請や催物の開催制限の協力要請等が行われた結果、陽性者数は減少傾向へと転じ、5月25日に緊急事態措置の解除が宣言されました。

同措置の解除後、一定の移行期間のもと、様々な要請等が緩和され、段階的に社会経済活動レベルを引き上げていく中で、7月から8月上旬をピークに再び陽性者数が急増しましたが、8月下旬から10月下旬にかけては、一日の新規陽性者数が500人程度で推移しています。

その後、気温の低下とともに11月上旬から再び増加傾向に転じていましたが、12月下旬から急速に増加し、1月8日には過去最高となる7,844名の方の感染が全国で確認されています。国は、この感染拡大の状況を受け、再度、特措法に基づく緊急事態宣言を発令し、令和3（2021）年1月8日から2月7日までを期間として、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、東京都、神奈川県、東京都、神奈川県の1都3県を緊急事態措置の実施区域として指定しました。さらに、他地域においても新規陽性者数や病床の利用率等の指標が爆発的な感染拡大に相当する数値となったことを踏まえ、同年1月14日から2月7日までを期間として、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の2府5県を同区域に追加しています。2月上旬の時点で、全国の陽性者数は徐々に減少傾向にありますが、引き続き警戒を要する状況にあることから、栃木県を除く1都2府7県では実施期間が3月7日まで延長されています。

図1 全国の陽性者数の推移



出典：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症オープンデータ（陽性者数）」

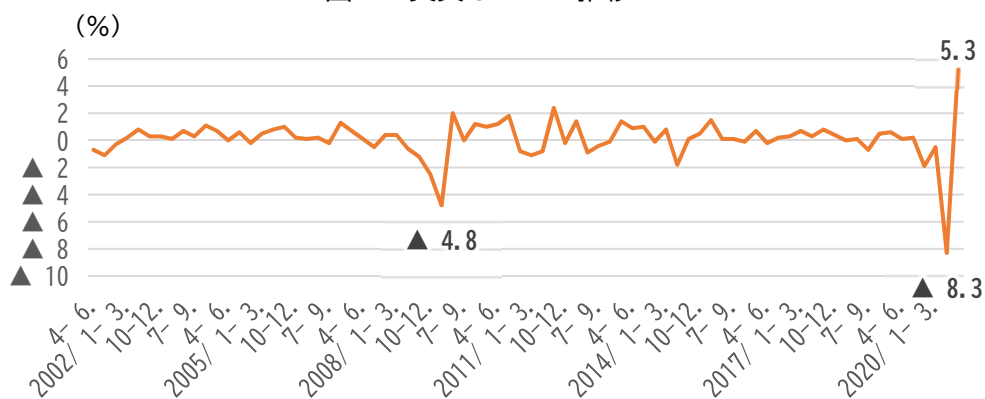
② 日本経済への影響

国による国民への外出自粛の協力要請等は、全国的な感染症拡大の抑止につながった一方で、日本全体の社会経済活動に甚大な影響を与えました。

令和2（2020）年4月から6月までの実質GDPは、伸び率がマイナス8.3%（年率換算でマイナス29.2%）となっており、年率換算の落ち込みは、リーマンショック後の平成21（2009）年1月から3月期の年率換算マイナス17.9%を超え戦後最大となっています。

その後、7月から9月にかけて経済活動が徐々に再開したことを受け、伸び率がプラス5.3%と大幅に回復しています。

図2 実質GDPの推移



出典：内閣府「主要統計データ（四半期GDP成長率）令和2年12月8日二次速報値」

③ 青森県の感染状況

青森県では、全国的に感染が拡大した令和2（2020）年3月下旬から5月下旬にかけて27名の陽性者が確認されました。その後は断続的に少数の陽性者が確認される状態が約4か月間にわたって続いていましたが、10月中旬以降、県内各所におけるクラスターの発生等により陽性者数が急増し、10月15日から翌年1月末までの約100日間で676名の陽性者が確認されています。この結果、令和3（2021）年1月末までの陽性者数は延べ717名となっています。

図3 青森県の陽性者数の推移



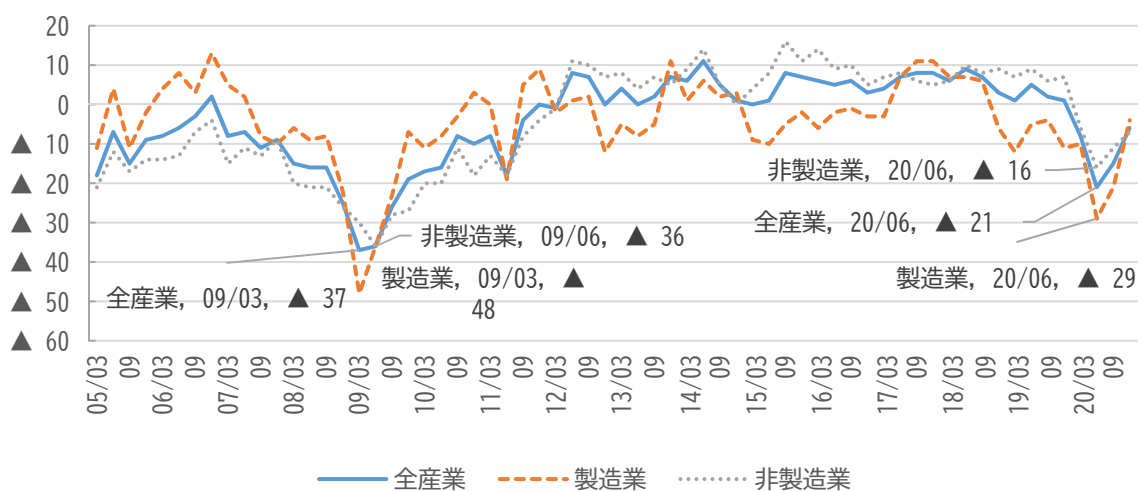
出典：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症オープンデータ（陽性者数）」
／青森県「青森県内における新型コロナウイルス感染症の感染動向データ」

④ 青森県経済への影響

感染症の拡大は、青森県の経済にも影響が及んでいます。日本銀行青森支店が公表している短観判断項目D I（時系列データ）によると、令和2（2020）年6月における業況判断D Iは、全産業がマイナス21%、製造業がマイナス29%、非製造業がマイナス16%となっており、これはリーマンショック時の平成21（2009）年3月に次いで低い水準です。その後は、経済活動が徐々に再開されたことを受け、緩やかに持ち直しつつあり、製造業を中心に数値が改善しています。

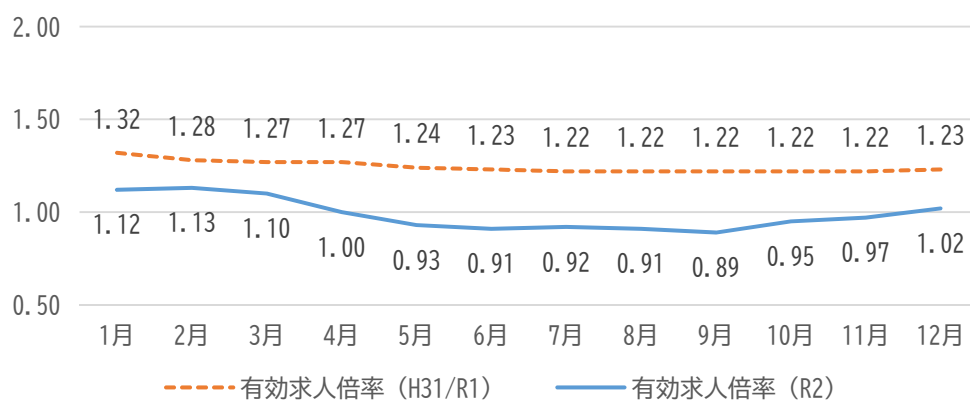
また、青森県の雇用情勢は、感染症の流行によって有効求人倍率が減少しており、令和2（2020）年3月から5月にかけて約0.2ポイント減少し、その後9月まで概ね横ばいで推移していましたが、10月から12月にかけて緩やかに上昇しています。

図4 青森県の業況判断指数の推移



出典：日本銀行青森支店「短観判断項目D I（時系列データ）」

図5 青森県内の有効求人倍率の推移



出典：青森労働局

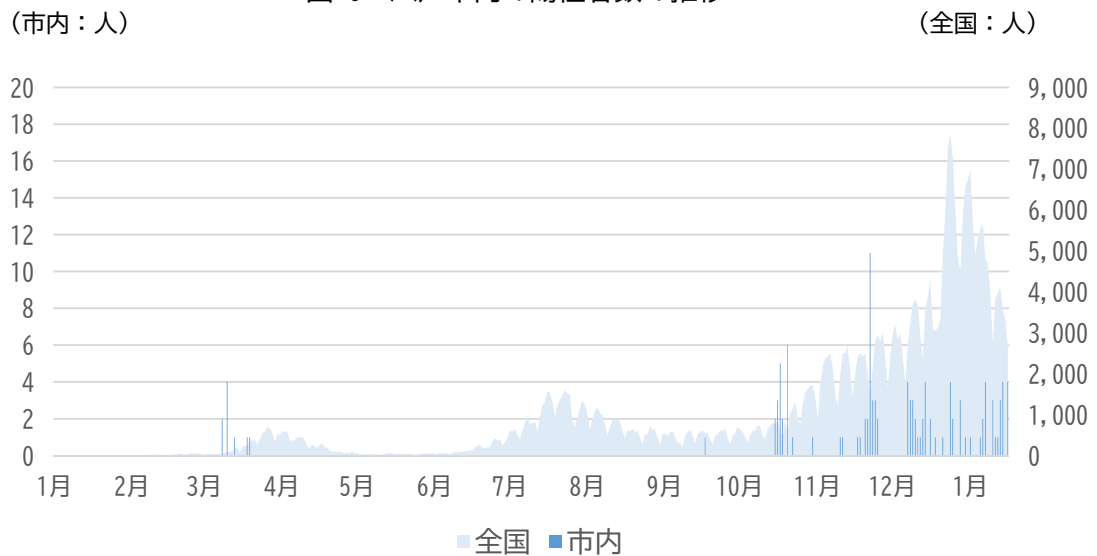
(2) 八戸市の状況

① 八戸市の感染状況

当市では、全国的に感染が拡大した令和2（2020）年3月下旬から4月上旬にかけて9名の陽性者が確認され、その後、約6か月にわたって新規陽性者が確認されなかったものの、10月上旬から翌年1月末にかけて106名の陽性者が確認されています。

令和3（2021）年1月末までの陽性者数は延べ115名となりますが、すべての方々に対して必要な医療・療養環境を提供することができています。

図 6 八戸市内の陽性者数の推移



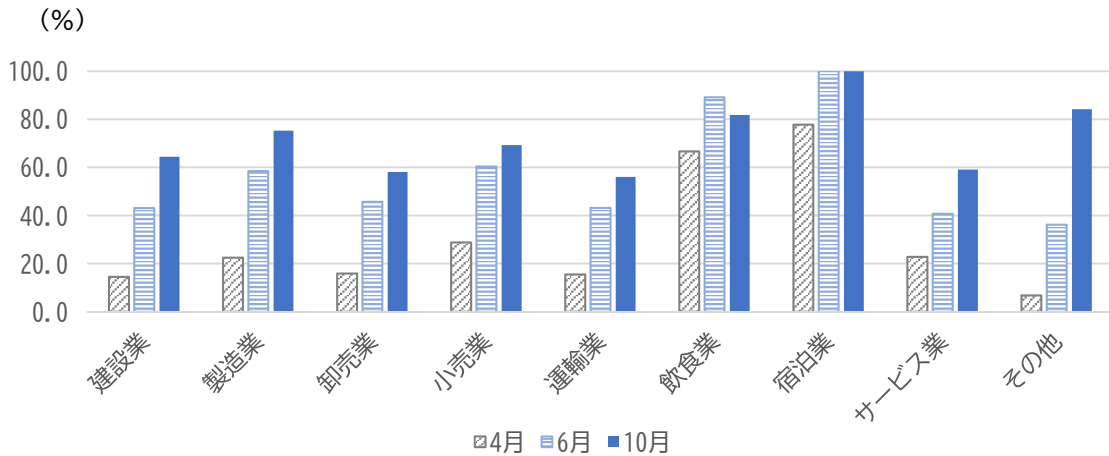
出典：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症オープンデータ（陽性者数）」
／八戸市「新型コロナウイルス感染症にかかる陽性者の確認状況」

② 地域経済への影響

感染症の拡大は、当市の地域経済にも大きな影響を与えています。感染拡大の初期においては、市民の外出自粛や観光客の減少等によって、特に、飲食業や宿泊業等において大きく売上げが減少しました。その後、特措法に基づく緊急事態措置の実施区域が全都道府県に拡大されて以降、製造業や小売業など他のあらゆる業種についても影響が拡大しています。

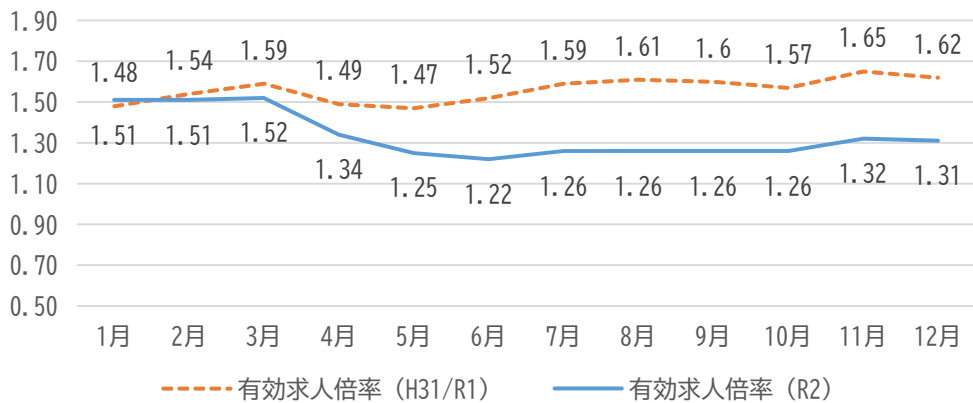
また、当市の雇用情勢にも変化が見られ、感染症が拡大する以前の令和元（2019）年度の有効求人倍率は、1.5 倍前後で推移していましたが、感染症の拡大によって求人数が減少したことにより、令和 2（2020）年 5 月以降は、1.2 倍前後で推移しています。

図 7 売上げが前年比で 20%以上減少している事業所等の割合（業種別）



出典：八戸商工会議所「新型コロナウイルス感染症に関する八戸商工会議所会員事業所調査」

図 8 八戸管内の有効求人倍率の推移



出典：八戸公共職業安定所

③ 八戸市の財政への影響

市の予算としては、感染症対策のため、適宜補正予算を編成し、これまで約 293 億円を措置してきました。(1 月補正時点)

これらの財源は、国・県支出金のほか、財政調整基金等の市の一般財源も活用しています。

こうした中、感染症の影響により、国・地方ともに大幅な税収減が懸念されており、市税については、国の特例である納税猶予の実績が 2.3 億円(12 月末現在)に上るなど、法人市民税などは前年度から大きく減収となることが見込まれます。

また、国・県から交付される地方譲与税・交付金についても、同様の状況にあり、そうした減収に対しては、地方債の特例措置等を活用しながら財政運営に支障をきたさないよう、当面の歳入確保に努めています。

このように歳入環境は厳しい状況ですが、今後、国の第 3 次補正予算に伴う、更なる補正予算の編成も予定されています。

II 八戸市の感染症拡大に対するこれまでの対応

当市では、令和 2(2020)年 3 月下旬に感染症の陽性者が確認されて以降、八戸市長を本部長とする「八戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、八戸市保健所による積極的疫学調査を実施するとともに、市民や事業者の不安軽減と市内の感染症拡大の防止を図るため、帰国者・接触者相談センターや生活・事業者相談ダイヤルの設置、広報はちのへ特別号の発行や市ホームページ等を通じた感染症に係る情報発信、市民に対する 3 密の回避やマスクの着用等の積極的な奨励を行ってきました。

また、3 月上旬から 5 月上旬まで市立全小中学校を臨時休業とし、市内の児童生徒の安全を確保するとともに、令和 2 年度分の奨学金の償還猶予や就学援助の対象世帯に感染症の影響により就学費用の支払が困難になった世帯を追加しました。

さらに、国による外出自粛の協力要請等を受けて、地域の社会経済活動が大きく停滞した中で、特別定額給付金の迅速な給付や市税の納付猶予等の緊急支援により市民生活を支えるとともに、市内の事業者を対象とした八戸市新型コロナウイルス対策支援金の給付、文化芸術活動者(施設)を対象とした文化芸術活動補助金の交付等を行い、事業継続に係る支援も行ってきました。

加えて、感染拡大による行政サービスの低下を招くことのないよう、市職員の勤務体制にテレワーク勤務・在宅勤務・時差出勤・分散勤務を導入し、感染拡大防止のための体制構築や職員同士の密集回避に努めるとともに、八戸市医師会と連携した PCR 検査センターの設置・運営による検査体制の強化や、はちのへ with コロナあんしん行動サービス(CODE 8)の導入・運用、文化・スポーツ施設へのサーマルカメラの設置、八戸商工会議所と連携した八戸プレミアム付食事券事業や、おんでやあんせ八戸観光誘客支援事業、情報誌 well の発行支援事業などの消費喚起策の実施によって大きな被害を受けた飲食業、宿泊業等を中心に支援を行うなど、現在も、感染症拡大に対応するため、行政と地域が一丸となって様々な施策に取り組んでいます。

■ 第2章 令和3年度における市政運営

I 令和3年度市政運営の考え方

八戸市は、これまで幾多の困難を先人のたゆみない努力によって乗り越え、まちの基礎を築き、北東北の経済をけん引する工業都市として、また日本有数の水揚げ量を誇る水産都市として進化を遂げ、北東北を代表する都市として発展してきました。

そのような中、令和2年度の市政運営においては、今般の感染症の拡大により生じた喫緊の重要課題に最優先で対応しつつ、東日本大震災からの創造的復興に向けた取組や、地域住民の総合的な医療・健康対策の拠点となる「総合保健センター」の整備及び供用開始、首都圏での地場製品の販路拡大や関係人口の創出、移住・U I Jターンを促進する八戸都市圏交流プラザ「8base（エイトベース）」の開業、アートのまちづくりの中核拠点となる「八戸市新美術館」の整備といった、これまで継続して取り組んできた重要施策についても着実に取組を進めてきました。

今般、我が国の社会経済情勢に甚大な影響を及ぼしている感染症は、現在も、世界規模で感染拡大を続けており、令和3年度においても、当市の市民生活や地域経済に影響を及ぼすことが想定されます。

そのため、令和3年度においては、感染症の拡大が地域にもたらす影響を最小限に抑えることを第一に、感染症の拡大防止をはじめ、市民生活を維持するための支援や事業継続のための支援、地域経済再興のための支援を重点的に講じていく必要があります。

また、令和3年度が「ウィズコロナ」時代¹から「ポストコロナ」時代²に転換することを見据え、コロナ禍以前より当市が取り組んできた少子化や首都圏等への人口流出による人口減少への対応、安全安心な暮らしの確保への対応、共生社会の実現に向けた対応、魅力あふれるまちの実現に向けた対応、暮らしの変化と持続可能な地域社会の形成への対応といった諸課題に加え、今般の感染症流行により、新たな課題として顕在化したデジタル化の進展への対応といった課題についても取り組んでいく必要があります。

さらに、地方財政の面においても、今般の感染症の影響により、令和3年度の税収が大きく落ち込むことが見込まれ、当市の財政を取り巻く状況が一層厳しくなることが懸念されます。

令和3年度は、これら多くの課題が山積する厳しい社会経済情勢の中での市政運営となりますが、引き続き、第6次八戸市総合計画で掲げた将来都市像である「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市」の実現を目指し、これまで取り組んできた市の基本政策を着実に推進するとともに、限りある行財政資源を有効に活用することを念頭に、感染症の拡大防止対策等コロナ禍における新たな課題や、コロナ禍以前より取り組んできた諸課題に対応する施策を「令和3年度重点施策」と位置付け具体化し、効率的かつ集中的に取り組めます。

また、今後の感染状況や社会経済情勢の変化を注視し、その状況に応じて、新たな対策を講じるなど柔軟に対応することにより、いかなる状況下においても、安全安心な市民生活を確保し、地域経済の停滞を招くことのないよう、市政運営を着実に進めます。

¹ 感染防止対策と社会経済活動を両立する時代

² 感染症の拡大により顕在化した課題を克服し、社会全体でデジタル化が進む時代

(1) 市政運営の基本政策

① 子育て・教育・市民活動

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指し、乳幼児期や学童期における子育て支援の充実を図ります。

市民が生涯を通じて確かな学力と豊かな人間性を育むことができる社会を目指し、学校教育及び社会教育の充実を図ります。

市民自らが主体となって個性豊かな地域づくりを進めることができるよう、市民活動の促進及び地域コミュニティの振興を図ります。

多様な文化との出会いを通じて、市民が国際社会に対する理解を深めることができるよう、国際交流の促進を図ります。

市民が性別にかかわらず、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができるよう、男女共同参画の推進を図ります。

② 産業・雇用

豊かな市民生活の実現と地域経済の活性化を目指し、一次産業から三次産業までの多様な産業がひとつのまちに集積する地域特性を生かし、経済のグローバル化に対応しつつ、産業間・異業種間・企業間連携の促進及び起業支援の充実を図りながら、地域で事業活動を行う農林畜産業、水産業、商工業など、すべての産業の基盤強化及び経営の高度化を図ります。

多様な就業機会に恵まれ、自分の希望や能力を生かしながら働くことができるよう、また、市民が安心して快適に、かつ意欲的に働くことができるよう、雇用環境の充実を図ります。

③ 防災・防犯・環境

市民の生命や財産を予期しない災害、犯罪被害や事故などから守り、市民が安心して日常生活を送ることができるよう、自助・共助・公助の連携のもと、ハード・ソフト両面からの多重防御による地域防災の充実を図るとともに、消防・救急体制の充実、防犯・交通安全対策の充実、及び消費者支援の充実を図ります。

空気や水などの生活環境を良好に保ち、快適で健康的な生活を送ることができるよう、また、豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいくため、ごみ処理の適正化や環境保全の充実を図るとともに、国が実現を目指す脱炭素社会に向けて、地球温暖化対策の推進を図ります。

④ 健康・福祉

市民が生涯を通じて心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、市民の主体的な取組を促進しながら、地域の保健・医療機関等と連携し、保健・医療の充実を図ります。

市民が生涯を通じて住み慣れた地域の中で安心して生活を送ることができるよう、地域住民や事業者等と連携し、地域における総合的な支援体制を整備するとともに、介護サービスの充実、高齢者・障がい者の自立支援、及び社会保障の充実を図ります。

⑤ 文化・スポーツ・観光

市民が精神的な豊かさを実感できるよう、先人たちにより培われた伝統文化の伝承と、市民の多種多様な文化活動の促進や新たな文化芸術活動の推進により、文化の継承と創造を図ります。

市民が生涯を通じて生き生きとスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、関係機関・団体等と連携しながら、それぞれの目的に応じたスポーツ活動を支える環境の整備により、スポーツの振興を図ります。

当市の魅力や知名度が向上し、地域の活性化につながるよう、自然や祭り、歴史・文化、食などの地域資源を生かしたPRや誘客の促進、受入体制の充実により、観光の振興を図ります。

⑥ 都市整備・公共交通

市民が快適で潤いのある生活を送ることができる良好な市街地の形成と、人口減少・少子高齢社会に対応した都市機能の維持・確保を目指し、市街地の整備、道路網の整備、公園・墓園等の整備、及び上下水道の整備・管理を図ります。

人々の移動と交流を支える持続可能な交通体系の確立を目指し、「市民の足」となる生活交通の維持・確保や、当市と各地を結ぶ陸・海・空の広域交通の利用促進により、地域交通の充実を図ります。

(2) 令和3年度の諸課題

① 感染症の拡大への対応

感染症の拡大は、市民の生命と健康に不安を与え、社会経済活動の停滞へとつながり、さらに、雇用情勢を悪化させ将来の生活不安へとつながっていきます。この負の連鎖を断ち切るためには、感染症の拡大防止を図るとともに、市民生活や事業活動を維持するための支援に全力を注ぐことが重要です。

感染症の拡大防止については、市内の感染リスクに対して万全を期すため、国が感染予防対策として求めている3密の回避や、健康管理の徹底、行動履歴の把握等による新しい生活様式の実践について、市民一人ひとりの実践を求めていくとともに、新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種を希望する市民への速やかな接種の実施など感染予防対策を講じていく必要があります。

加えて、青森県や医療機関との連携を図り、検査体制や医療提供体制の整備を進め、感染拡大に対する万全の備えを講じていく必要があります。

また、感染症の拡大により地域経済を取り巻く環境も変化しており、日本銀行青森支店が公表した令和2年6月期の県内の業況判断指数はマイナス29と平成12(2000)年以降、リーマンショック時(2009年)に次いで低い数値となっています。

さらに、八戸公共職業安定所管内の令和2年度の有効求人倍率は、1.0倍を超えて推移していますが、前年度に比べ大きく下回って推移しており、今後、感染症による地域経済の停滞に伴う雇用情勢の更なる悪化も懸念されます。

感染症の拡大が続く中であっても、市民生活や事業活動を維持できるよう、市民の暮らしを守るための支援を行うとともに、中小企業・小規模事業者等が行う前向きな投資や販路開拓等の取組に対する支援、事業継続のための資金繰り支援を行うことにより、事業活動の安定化や雇用の維持を確保していく必要があります。

② 地域経済再興への対応

ワクチンの普及等により感染拡大が収束し、社会全体が感染症の終息に向かう回復期においては、地域経済再興のための施策の展開が重要となります。

そのため、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が競争力・成長力を維持できるように、新しい働き方の導入支援や業態転換・新分野への展開支援を進めるとともに、産学官連携による知の結集や先端技術の活用を通じたイノベーション³の創出により、地域経済再興につなげていく必要があります。

さらに、感染症の世界的な流行によって海外との取引が寸断したことにより、サプライチェーンの多様化が進み、今後は企業の生産拠点が海外から国内へ移転する動きが想定されます。また、大都市圏を中心とした感染症の流行拡大によって働き方やオフィス機能の見直しが進み、企業の地方移転の動きも見られることから、地域経済再興に向けて、これらの動きを踏まえた企業誘致の推進により雇用の拡大を図っていく必要があります。

加えて、当市の基幹産業の一翼を担う農水畜産業においても、地域経済再興を目指し、生産体制の整備や農水産品のブランド化による販売力の強化などを進め、地域の特性を生かした農水畜産業の振興を図っていく必要があります。

③ 少子化や首都圏等への人口流出による人口減少への対応

当市の国勢調査人口は、平成7（1995）年の249,358人をピークに減少が進み、平成27（2015）年には231,257人となり、当市も他の地方都市と同様に少子化の進行による人口減少が進んでいます。

一方、当市の人口千人当たりの出生者数は、直近6年連続で県内10市中2位を維持しており、これまでの施策の成果も現れてきています。

人口減少の克服には、相当に長い時間を要するため、引き続き、市民が結婚・出産・子育ての希望をかなえ、安心して子どもを産み育てられる支援の充実を図っていく必要があります。

また、首都圏等への人口一極集中が全国的な課題となっており、当市においても若年層を中心として人口の流出が続いています。地域で育った人材の流出は、将来における地域の担い手不足や地域産業の衰退につながるため、若年層に対する地域への理解と愛着の醸成や地元で希望する職業へ就ける環境の構築により、定住を促進するとともに、関係人口の創出や移住・U I Jターンを推進し、人材還流を促進していく必要があります。

④ 安全安心な暮らしの確保への対応

近年、激甚化・多発化している風水害や記録的な猛暑、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震といった大規模災害等に備え、地域における防災意識を高めるとともに、防災体制の強化やハード面での防災対策を進め、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

さらに、地域の防犯力の向上や生命を守る救急医療を提供する体制を整備するとともに、近年の核家族化の進行による社会構造やライフスタイルの変化を背景とし

³ イノベーションとは、企業が新たな需要を獲得するために行う「新しい商品」、「新しい生産方法の導入」、「新しい市場の開拓」、「新しい資源の獲得」、「新しい組織の実現」のための取組（平成30年度 年次経済財政報告）

た多様化する墓地ニーズへの対応を進め、市民が生涯を通じて安全安心に暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

⑤ 共生社会の実現に向けた対応

今般の感染症予防対策の一環として推奨された3密の回避などの新しい生活様式の実践や、感染症に対する市民の不安感がもたらす社会活動の停滞によって住民間のつながりが希薄化する傾向にあります。相互に支え合い誰もが活躍できる社会を実現するため、市民や事業者等と連携した協働のまちづくりの推進や、地域コミュニティの振興を図るとともに、女性や高齢者、障がい者が社会参加しやすい環境の構築に取り組んでいく必要があります。

また、中小企業・小規模事業者等の深刻な人手不足を背景として、全国的に日本で働く外国人労働者が増加する中、平成31(2019)年4月に改正・施行された出入国管理及び難民認定法による新たな在留資格の創設により、今後更に地域で暮らす外国人が増えることが想定されます。

さらに、ワクチンの普及等により感染拡大が収束し、社会全体が感染症の終息に向かう回復期においては、これまでと同様に国の観光立国政策により来日する外国人観光客の増加が見込まれます。

そのため、国際交流の促進や多文化共生の推進により、地域の国際理解の深化を図り、外国人住民や外国人観光客が安心して生活・滞在できるまちづくりを進めていく必要があります。

⑥ 魅力あふれるまちの実現に向けた対応

令和3年度は、八戸・久慈自動車道を含む三陸沿岸道路の全線開通や北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録が期待されるとともに、国においても感染収束の状況を見極めながら、GoToトラベル事業の実施や、ワーケーションなどの「新たな旅のスタイル」の普及促進、滞在型旅行の促進といった国内旅行の需要喚起策の推進により、国内観光の回復を図るとしており、更なる市勢発展を遂げる大きな好機となります。

この好機を逃さぬよう、地域の魅力向上のための観光地域づくりや文化・スポーツの振興、都市機能の充実、良好な住環境の整備などを進め、魅力あふれるまちづくりを推進していく必要があります。

⑦ デジタル化の進展への対応

国では、今般の感染症対策の教訓を生かし、社会全体のデジタル化をリードする組織として「デジタル庁」の速やかな創設に向けて準備を進めており、将来的に行行政手続のオンライン化や、オンライン診療・オンライン教育の規制緩和を行い、デジタル化の利便性を実感できる社会を目指しています。

当市においても、市民生活の利便性向上を目指し、行政のデジタル化を進めるとともに、地域のデジタル化を推進していく必要があります。

⑧ 暮らしの変化と持続可能な地域社会の形成への対応

近年の生活様式や価値観の変化、情報技術の進展などにより市民生活の多様化が進むとともに、市民ニーズも個別化や高度化してきており、行政事務の複雑化が進んでいます。市民が快適な生活を送ることができるよう、職員的能力向上や組織運営基盤の強化といった行財政改革を進め、時代とともに変化する市民ニーズに即し

た最適な行政サービスを提供していく必要があります。

また、人口減少・少子高齢化が進行する中で、地方公共団体には地域住民の暮らしを持続可能な形で支えていくことが求められています。

当市においても、持続可能な地域社会を形成するため、活力ある社会経済を維持する地域の拠点として、近隣自治体との広域連携を推進し、地域が有する資源を最大限に活かしたまちづくりを進めるとともに、産業面での類似性など地域特性を活かした都市間連携を進め、その相乗効果による地域の活性化を図っていく必要があります。

(3) 令和3年度重点施策

重点施策1. 感染拡大防止と社会経済活動の両立

感染症の拡大による市民の不安を軽減し、市内の感染リスクに万全を期すため、市民への感染予防対策の周知やワクチン接種等の感染予防対策の実施、検査体制・医療提供体制の強化により感染拡大の防止を図ります。

また、感染症の拡大による市民生活や地域経済への影響を最小限に抑えるため、市民生活を維持するための支援や中小企業・小規模事業者等が事業を継続するための支援を講じます。

重点施策2. 地域経済再興の推進

感染拡大が収束し、社会全体が感染症の終息に向かう回復期において地域経済を再興するため、新しい働き方・生産性革命の推進やイノベーションの創出、企業誘致の推進、地域特性を生かした農水畜産業の振興を図ります。

重点施策3. 切れ目のない少子化対策と地元定着・人材還流の促進

少子化の進行による人口減少の克服に向け、結婚を望む人への支援や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を講じます。

また、若年層の地元定着と人材還流を促進するため、郷土に対する誇りと愛着を育む地域に根差した教育や地元企業への就職に資する機会を確保するとともに、関係人口の創出や移住・U I J ターンの推進を図ります。

重点施策4. 安全安心なまちづくりの推進

全国的に激甚化・多発化している災害から市民の生命と財産を守るため、防災意識の向上や防災体制の強化、災害に強い都市基盤の整備を進めます。

また、市民が生涯を通じて、安全安心な日常生活を送ることができるよう、地域の防犯対策や救急医療体制の整備、新しい形の墓地の整備を進めます。

重点施策5. 共生社会づくりの推進

相互に支えあい、誰もが活躍できる共生社会の実現に向け、協働のまちづくりの推進や地域コミュニティの振興、高齢者や障がい者の社会参加の促進、見守り体制の構築、女性活躍の推進を図るとともに、国際交流の促進や多文化共生の推進を図ります。

重点施策6. 魅力あるまちづくりの推進

まちの魅力向上を図り、個性あふれる地域を実現するため、観光振興やアート・スポーツによる地域の活性化を進めるとともに、魅力的な都市機能の整備や空き家等の利活用の促進を図ります。

重点施策7. 地域社会のデジタル化の推進

市民生活の利便性向上を図るため、行政手続のオンライン化や公共交通のキャッシュレス化を進め、デジタル技術の社会実装の推進を図ります。

重点施策8. 暮らしの変化に対応した持続可能なまちづくりの推進

時代とともに変化する市民ニーズに即した最適な行政サービスを提供するため、行財政改革の推進を図ります。

また、持続可能な地域社会の形成を目指し、近隣自治体や類似自治体との自治体間連携の推進を図ります。

図9 「令和3年度の諸課題」と「令和3年度重点施策」の関係性

令和3年度重点施策は、下の図のとおり、令和3年度の諸課題に対応する施策を、8つの施策に具体化し、効率的かつ集中的に取り組みます。

令和3年度の諸課題	具体化	令和3年度重点施策
① 感染症の拡大への対応	→	1. 感染拡大防止と社会経済活動の両立
② 地域経済再興への対応	→	2. 地域経済再興の推進
③ 少子化や首都圏等への人口流出による人口減少への対応	→	3. 切れ目のない少子化対策と地元定着・人材還流の促進
④ 安全安心な暮らしの確保への対応	→	4. 安全安心なまちづくりの推進
⑤ 共生社会の実現に向けた対応	→	5. 共生社会づくりの推進
⑥ 魅力あふれるまちの実現に向けた対応	→	6. 魅力あるまちづくりの推進
⑦ デジタル化の進展への対応	→	7. 地域社会のデジタル化の推進
⑧ 暮らしの変化と持続可能な地域社会の形成への対応	→	8. 暮らしの変化に対応した持続可能なまちづくりの推進

■ 第3章 令和3年度重点施策の推進

【重点施策1】感染拡大防止と社会経済活動の両立

(1) 概要

感染症の拡大による市民の不安を軽減し、市内の感染リスクに万全を期すため、市民への感染予防対策の周知やワクチン接種等の感染予防対策の実施、検査体制・医療提供体制の強化により感染拡大の防止を図ります。

また、感染症の拡大による市民生活や地域経済への影響を最小限に抑えるため、市民生活を維持するための支援や中小企業・小規模事業者等が事業を継続するための支援を講じます。

(2) 取組項目

●項目1. 感染予防対策の周知・実施

市内の感染拡大を防止するため、市のホームページ等を通じた市民一人ひとりへの3密回避など「新しい生活様式」の奨励や、市が提供する「はちのへ with コロナ あんしん行動サービス (CODE 8)」の利用促進など感染予防対策の周知を図るとともに、ワクチン接種を希望する市民への速やかな接種の実施など感染予防対策に取り組みます。

●項目2. 検査体制・医療提供体制の強化

八戸市医師会との連携によりPCR検査センターの運営を行うとともに、青森県との連携のもと陽性者を受け入れる病床の確保や、医療機器の整備などによる検査体制・医療提供体制の強化に取り組みます。

●項目3. 市民生活維持のための支援

感染拡大の影響により、所得が減少した市民の生活を維持するための支援に取り組みます。

●項目4. 事業継続のための支援

感染拡大の影響により、厳しい経営状況の中で経営を続けている事業者への支援や、事業継続のための相談体制の整備などに取り組みます。

【重点施策2】地域経済再興の推進

(1) 概要

感染拡大が収束し、社会全体が感染症の終息に向かう回復期において地域経済を再興するため、新しい働き方・生産性革命の推進やイノベーションの創出、企業誘致の推進、地域特性を生かした農水畜産業の振興を図ります。

(2) 取組項目

●項目1. 新しい働き方・生産性革命の推進

中小企業・小規模事業者の経営強化のための支援を継続するほか、新しい働き方や生産性革命に取り組む市内の事業者が専門家等から助言を受けることができる機会を設けるとともに、事業者が抱える課題解決のための支援などに取り組みます。

●項目2. イノベーションの創出

ポストコロナ時代において成長が期待される新産業創出のための支援を行うとともに、産学官による共同研究や産学官が連携交流する機会の創出などに取り組みます。

●項目3. 企業誘致の推進

サテライトオフィスによる立地の誘導や、本社機能を移転する企業への支援を講じるとともに、産業集積の基盤となる新産業団地の整備に取り組みます。

●項目4. 地域特性を生かした農水畜産業の振興

生産者への経営支援や担い手確保に向けた支援、八戸ワインや八戸前沖さばを組み合わせた販売戦略などに取り組みます。

【重点施策3】切れ目のない少子化対策と地元定着・人材還流の促進

(1) 概要

少子化の進行による人口減少の克服に向け、結婚を望む人への支援や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を講じます。

また、若年層の地元定着と人材還流を促進するため、郷土に対する誇りと愛着を育む地域に根差した教育や地元企業への就職に資する機会を確保するとともに、関係人口の創出や移住・U I J ターンの推進を図ります。

(2) 取組項目

●項目1. 結婚や妊娠の希望をかなえるための支援

結婚を望む人に対する出会いの機会を創出するとともに、不妊治療に対する経済的な支援や相談体制の整備に取り組みます。

●項目2. 安心して子育てをするための支援

子育て世帯への経済的な支援を行うとともに、絵本等の活用を通じた親子の触れ合いのきっかけづくりに取り組みます。

●項目3. 地域に根差した教育等の推進

地域と学校が連携して、郷土に対する誇りと愛着を育む教育機会を確保するとともに、若者の地元企業への就職に資するための機会の確保に取り組みます。

●項目4. 関係人口の創出

八戸都市圏交流プラザを活用して、首都圏での当市の総合的な情報発信を行うとともに、全国で活躍する当市の関係者を通じた情報発信に取り組みます。

●項目5. 移住・UIJターンの推進

移住に要するための経費の助成や移住相談窓口の設置・運営に取り組みます。

【重点施策4】安全安心なまちづくりの推進

(1) 概要

全国的に激甚化・多発化している災害から市民の生命と財産を守るため、防災意識の向上や防災体制の強化、災害に強い都市基盤の整備を進めます。

また、市民が生涯を通じて、安全安心な日常生活を送ることができるよう、地域の防犯対策や救急医療体制の整備、新しい形の墓地の整備を進めます。

(2) 取組項目

●項目1. 防災意識の向上と防災体制の強化

地域における総合防災訓練の実施や、国が新たに示した津波浸水区域を踏まえた津波避難計画の改訂、災害時における高齢者や障がい者等の要援護者への支援体制の整備などに取り組みます。

あわせて、感染症流行時における災害時に備え、避難所での感染拡大の防止対策に取り組みます。

●項目2. 災害に強い都市基盤の整備

災害時において人流・物流の両面を支える道路や老朽化した社会資本の整備等に取り組みます。

また、近年における災害級の猛暑への対応や災害時の避難所整備として、小・中学校の普通教室等への冷房設備の設置に取り組みます。

●項目3. 地域の防犯対策・救急医療体制の整備

市民に対して安全安心情報の発信を行うとともに、市内全小中学校の通学路への防犯カメラの設置や、ドクターカーの運行等、市民の生命を守る救急医療体制の整備に取り組みます。

●項目4. 新しい形の墓地の整備

墓地に対する市民ニーズの多様化に対応した、合葬墓の整備等に取り組みます。

【重点施策5】共生社会づくりの推進

(1) 概要

相互に支えあい、誰もが活躍できる共生社会の実現に向け、協働のまちづくりの推進や地域コミュニティの振興、高齢者や障がい者の社会参加の促進、見守り体制の構築、女性活躍の推進を図るとともに、国際交流の促進や多文化共生の推進を図ります。

(2) 取組項目

●項目1. 協働のまちづくりの推進

NPO活動やボランティア活動を促進する拠点の整備や活動資金に対して助成するとともに、協働の意識醸成や人的ネットワークの構築のための交流機会の提供に取り組みます。

●項目2. 地域コミュニティの振興

町内会・自治会等の活動支援を行うとともに、連合町内会連絡協議会等と連携し、町内会組織の基盤強化や地域活動のPRなどに取り組みます。

●項目3. 高齢者・障がい者の社会参加の促進と見守り体制の構築

高齢者・障がい者が市内各所を移動しやすい環境を整えるとともに、社会活動や就労等へ参加のための支援に取り組みます。

また、関係機関や団体等と連携した見守りネットワークを構築するとともに、認知症高齢者や身寄りのない高齢者・障がい者の増加を見据え、成年後見制度を利用しやすい環境整備に取り組みます。

●項目4. 女性活躍の推進

女性がスキルアップするための機会の提供や、事業者等に対する意識啓発活動を行うとともに、男女共同参画の意識醸成に向けたセミナーの開催や情報誌の発行などに取り組みます。

●項目5. 国際交流の促進と多文化共生の推進

八戸国際交流協会と連携し、市民と外国人住民との交流機会の提供や、異文化理解の促進などを進めるとともに、行政情報・生活情報・観光情報等の多言語化や外国人住民の生活支援に取り組みます。

【重点施策6】魅力あるまちづくりの推進

(1) 概要

まちの魅力向上を図り、個性あふれる地域を実現するため、観光振興やアート・スポーツによる地域の活性化を進めるとともに、魅力的な都市機能の整備や空き家等の利活用の促進を図ります。

(2) 取組項目

●項目1. 観光振興の推進

観光客等の受入環境の整備や、多様な媒体を活用した観光PRなどに、観光地域づくり法人であるVISITはちのへ等と連携し取り組みます。

●項目2. アート・スポーツによる地域の活性化の推進

八戸市新美術館前広場の整備や八戸市公民館ホールの改修を進め、アートのまちづくりの中核拠点として各文化施設の運営を図ります。また、市民等が行う文化芸術活動への支援、多様な主体が参画するアートプロジェクトに取り組みます。

さらに、市民等のスポーツ活動への支援や、スポーツイベントの誘致などに取り組みます。

●項目3. 魅力的な都市機能の整備

八戸駅西地区における公園や市街地の整備を進めるとともに、陸奥湊地区や是川地区において地域の賑わいを創出する拠点の整備に取り組みます。

●項目4. 空き家等の利活用の促進

空き家バンク等を通じたマッチング支援や空き家の利活用に関するPRを行うなど、空き家・空き店舗対策に取り組みます。

【重点施策7】地域社会のデジタル化の推進

(1) 概要

市民生活の利便性向上を図るため、行政手続のオンライン化や公共交通のキャッシュレス化を進め、デジタル技術の社会実装の推進を図ります。

(2) 取組項目

●項目1. 行政手続のオンライン化の推進

青森県の電子申請システムの共同利用などにより、行政手続のオンライン化に取り組みます。

●項目2. 公共交通のキャッシュレス化の推進

市内幹線を基軸とする公共交通網の維持や乗継拠点の機能を強化するとともに、路線バスのキャッシュレス化に取り組みます。

【重点施策8】暮らしの変化に対応した持続可能なまちづくりの推進

(1) 概要

時代とともに変化する市民ニーズに即した最適な行政サービスを提供するため、行財政改革の推進を図ります。

また、持続可能な地域社会の形成を目指し、近隣自治体や類似自治体との自治体間連携の推進を図ります。

(2) 取組項目

●項目1. 行財政改革の推進

行政手続のオンライン化やICTを活用した業務の効率化に取り組みます。

●項目2. 自治体間連携の推進

八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づく広域連携に取り組むとともに、北海道苫小牧市との交流連携協定に基づく都市間連携に取り組みます。

令和3年度重点施策 施策体系

【重点施策1】 感染拡大防止と社会経済活動の 両立	<ul style="list-style-type: none">●項目1. 感染予防対策の周知・実施●項目2. 検査体制・医療提供体制の強化●項目3. 市民生活維持のための支援●項目4. 事業継続のための支援
【重点施策2】 地域経済再興の推進	<ul style="list-style-type: none">●項目1. 新しい働き方・生産性革命の推進●項目2. イノベーションの創出●項目3. 企業誘致の推進●項目4. 地域特性を生かした農水畜産業の振興
【重点施策3】 切れ目のない少子化対策と 地元定着・人材還流の促進	<ul style="list-style-type: none">●項目1. 結婚や妊娠の希望をかなえるための支援●項目2. 安心して子育てをするための支援●項目3. 地域に根差した教育等の推進●項目4. 関係人口の創出●項目5. 移住・U I J ターンの推進
【重点施策4】 安全安心なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">●項目1. 防災意識の向上と防災体制の強化●項目2. 災害に強い都市基盤の整備●項目3. 地域の防犯対策・救急医療体制の整備●項目4. 新しい形の墓地の整備
【重点施策5】 共生社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">●項目1. 協働のまちづくりの推進●項目2. 地域コミュニティの振興●項目3. 高齢者・障がい者の社会参加の促進と 見守り体制の構築●項目4. 女性活躍の推進●項目5. 国際交流の促進と多文化共生の推進
【重点施策6】 魅力あるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">●項目1. 観光振興の推進●項目2. アート・スポーツによる地域の活性化の推進●項目3. 魅力的な都市機能の整備●項目4. 空き家等の利活用の促進
【重点施策7】 地域社会のデジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none">●項目1. 行政手続のオンライン化の推進●項目2. 公共交通のキャッシュレス化の推進
【重点施策8】 暮らしの変化に対応した 持続可能なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">●項目1. 行財政改革の推進●項目2. 自治体間連携の推進



八戸市 令和3年度市政運営方針

令和3年2月 策定

■ 発行

八戸市

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
TEL.0178-43-2111（代） FAX.0178-47-1485

■ 編集

八戸市 総合政策部 政策推進課

八 戸 市
令和3年度市政運営方針

